

○ 追手門学院大学大学院現代社会文化研究科規程

2015年3月16日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第1項の規定に基づき、追手門学院大学大学院現代社会文化研究科（以下「本研究科」という。）について、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 現代社会学専攻は、社会学に関する高度な専門的知識を基盤として、現代社会の全体像を多元的に研究することを通じて、複雑化する様々な社会問題の解決や地域社会の持続性を目指して学術研究する能力を備え、現代社会のイノベーションや地域社会の持続性に寄与する高度専門職業人を養成することを目的とする。

2 国際教養学専攻は、国際的通用性のある教養と、英語あるいは日本語のより高い運用力を持ち、自らを深く知り、研究をとおして自らを不断に成長させる人材を育成し、国際共通語としての英語を活用して、世界中の異文化に視野を広げ、他者の価値観を尊重し、自分の生き方が相対化できる高度専門職業人、あるいは国際的視野から日本の伝統文化や最先端の文化及び日本語についてより深く学び、自国文化を積極的に他者に発信することができる高度専門職業人を養成することを目的とする。

(専攻)

第3条 本研究科の専攻及びコースは次のとおりとする。

現代社会学専攻 修士課程

現代社会コース

地域創造コース

国際教養学専攻 修士課程

国際コミュニケーションコース

国際日本学コース

(定員)

第4条 現代社会文化研究科の学生定員は、次のとおりとする。

現代社会文化研究科	入学定員	編入学定員	収容定員
現代社会学専攻	5名	—	10名
国際教養学専攻	5名	—	10名

計	10名	—	20名
---	-----	---	-----

(標準修業年限等)

第5条 本研究科修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定期間に計画的な履修を行い修了することを希望する者には、大学院学則第3条第3項に定める長期履修制度の適用を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、大学院学則第11条第1項の規定に基づき、優れた研究業績を上げた者、大学院学則第9条第4項により、本大学院において修得したものとみなす単位数等が別に定める条件を満たす者及び追手門学院大学学部学生の大学院科目履修に関する特例措置の規定に基づき、指定された履修科目が別に定める条件を満たす者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて前期・後期の2学期とし、期間については別に定める。

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学院創立記念日(5月29日)
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号に規定の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表 のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、指導教員が研究上特に必要と認めた場合に限り、履修することができる。

(授業科目の履修)

第9条 授業科目の履修については、第8条に規定する授業科目一覧等に基づき、指導教員

と相談の上決定するものとする。

- 2 授業科目の履修にあたっては、所定の方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。
- 3 各学期における履修登録に単位制限は設けない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生にあつては、指導教員から十分な指導を受け、計画的にかつ柔軟な履修計画を立てるものとする。
- 4 追手門学院大学学部学生の大学院科目履修に関する特例措置の規定に基づき、学部の学生が履修できる授業科目は、別表第 の「大学院進学希望者指定科目」欄に記載のとおりとする。

（授業の方法）

第10条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 各授業科目の単位数は、追手門学院大学学則（以下「本学学則」という。）第19条第1項の規定を準用する。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項に規定する授業は文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む）で履修させることができる。

（研究指導）

第11条 学生には、指導教員を定める。

- 2 指導教員は、専攻担当の教員とする。
- 3 指導教員の決定は、別にこれを定める。

（教育方法の特例）

第12条 本研究科は、大学院学則第4条第3項に基づき、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（修了要件）

第13条 本研究科の各専攻における修了要件については、次の各号のとおりとする。

(1) 現代社会学専攻

第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、専攻共通科目4単位及び研究指導科目8単位、並びに専攻科目18単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目は自コースから12単位以上修得しなければならない。なお、大学院

共通科目は専攻科目18単位の中に含めることができる。

(2) 国際教養学専攻

第8条に規定する開講科目表の履修区分に従って、専攻共通科目4単位及び研究指導科目8単位、並びに専攻科目18単位以上の合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、専攻科目は自コースから12単位以上修得しなければならない。なお、大学院共通科目は専攻科目18単位の中に含めることができる。

- 2 いずれの専攻においても、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 3 前項に規定する学位論文の審査及び最終試験については、追手門学院大学学位規程(以下「本学学位規程」という。)の定めによるほか、別にこれを定める。
- 4 特例として優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
(在学年限)

第14条 在学年限は、大学院学則第13条に基づき4年を超えることができない。

- 2 第5条第2項に規定する長期履修学生の履修期間についても、前項に規定する在学年限を超えることはできない。
(成績評価)

第15条 各授業科目の評価は、試験によるほか、平素の成績を総合的に評価して行う。

- 2 試験等は、授業科目が終了した際、授業科目担当教員が適宜定める。
- 3 成績評点は、100点満点とし、60点以上を合格とし、評価と点数の対応は次のとおりとする。

評価	点数
秀	90～100
優	80～89
良	70～79
可	60～69
不可	0～59

- 4 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。
(課程修了の認定)

第16条 課程修了の認定を得た者には、専攻する研究領域ごとに、次のいずれかの学位を授与する。

現代社会文化研究科

現代社会学専攻 修士課程 修士（社会学）又は修士（地域創造学）

国際教養学専攻 修士課程 修士（国際コミュニケーション学）又は修士（文学）

- 2 学位及び学位授与に関しては、本研究科規程に定めるもののほか、大学院学則及び本学学位規程の定めるところによる。

（入学）

第17条 入学の時期は、毎学年度の始めとする。

第18条 本研究科の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院において所定の単位を優秀な成績で

修得したものと認められた者

- (11) 本大学院において、個別の入学審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学許可)

第19条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

- 2 入学は、研究科委員会の意見を聴き学長が決定する。
- 3 本研究科に入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学手続をしなければならない。
- 4 前項の入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない理由で引き続き6か月以上修学できない場合は、休学願を研究科長に提出し、その許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
- 4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第21条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

第22条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

- 2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出、許可を受けなければならない。

(再入学)

第24条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の専攻に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、審査の上、許可することがある。ただし、大学院学則第13条に定める在学年限を超えて除籍された者は、再入学を許可しない。

- 2 再入学の時期は、毎学年度の始めとする。

(転学)

第25条 他の大学の大学院へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学の大学院より本大学院への転学は、欠員がある場合に限り、選考の上許可することがある。

(委託生)

第26条 学校、官庁その他公共団体等から本研究科の特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第27条 第18条から第19条までの規定によらず、本研究科の特定の授業科目を指定して履修を願ひ出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第28条 第18条から第19条までの規定によらず、本研究科の特定の授業科目を指定して聴講を願ひ出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(研究生)

第29条 本研究科において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、研修期間修了時に研究報告書を提出しなければならない。

(外国人特別学生)

第30条 外国人で、大学院学則第19条に定める資格を有する者が、同第22条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

(規程の準用)

第31条 大学院学則第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第9条第2項、第18条、第23条、第27条及び第45条から第46条までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生、及び研究生に準用する。

2 前項の規定のほか、大学院学則第19条及び第20条の規定は、委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

3 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する事項は、大学院学則及びこの規程の定めによるほか、別にこれを定める。

(入学検定料、入学金、授業料等)

第32条 本研究科に入学を出願する者は、大学院学則第40条に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 本研究科に入学を許可された者は、大学院学則第41条に定める入学金及び所定の学費

を納付しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生については、別にこれを定める。

- 3 学生は、大学院学則第42条及び第43条に定める授業料其他所定の学費を納付しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生については、別にこれを定める。

第33条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

- 2 納付額については、本学学則第53条の定めによる。

第34条 入学金、授業料其他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第35条 既納の入学金、授業料其他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料其他の学費を返付する。

- 3 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。

第36条 修士論文審査のために引き続き在学する手続を行った場合の授業料其他の学費は、大学院学則第43条第2項及び第3項に定める減免を行う。

- 2 前項の規定に関わらず、第5条第2項に規定する長期履修学生については、これを別に定める。

(委員会)

第37条 大学院学則第48条に基づき、本研究科に研究科委員会を置く。

- 2 第19条及び大学院学則第48条に定めるほか、本研究科委員会に関することは、別にこれを定める。

(賞罰及び除籍)

第38条 賞罰及び除籍については、大学院学則第46条に基づき、本学学則第63条から第66条までの規定を準用し、同学則第65条中当該学部会議を当該研究科委員会に、同学則第66条中8年を4年に読み替えるものとする。

(その他)

第39条 大学院学則、本学学位規程及びこの規程に定めのない事項については、本研究科委員会の意見を聞き、学長がこれを定める。

(事務の所管)

第40条 本研究科及びこの規程に関する事務は、教務課の所管とする。

（規程の改廃）

第41条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 この規程による文学研究科から現代社会文化研究科、社会学専攻から現代社会学専攻、及び英文学専攻から国際教養学専攻への名称変更に伴う改正規定は、2018年度入学生から適用する。

3 文学研究科中国文化専攻は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、2018年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日まで間存続するものとする。

4 2018年3月31日に文学研究科社会学専攻、中国文化専攻、及び英文学専攻に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 2019年3月31日に現代社会文化研究科現代社会学専攻及び国際教養学専攻に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2021年4月1日より施行する。

2 2021年3月31日に現代社会文化研究科に在籍する者については、この規程の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

授業科目及び単位数

1 大学院共通科目

授業科目	単位数
Academic English特論	4

2 現代社会学専攻

(1) 現代社会コース

分野		授業科目	単位 数	教職課程		大学院進学希 望者指定科目
				社会	公民	
専攻共通科目		現代社会学総論	2			○
		社会調査法演習	2			○
研究指導科目		研究演習	2			○
		研究演習	2			○
		研究演習	2			
		研究演習	2			
専攻科目	現代社会 コース	理論社会学研究	2	○	○	○
		家族社会学研究	2	○	○	○
		市民社会研究	2			○
		地域社会学研究	2	○	○	○
		組織社会学研究	2	○	○	○
		医療と社会研究	2	○	○	○
		社会と規範研究	2	○	○	○
		犯罪社会学研究	2	○	○	○
		科学社会学研究	2	○	○	○
		多変量解析演習	2			○
		質的調査法演習	2			○

	スポーツ文化論研究	2	○	○	○
	社会文化理論研究	2	○	○	○
	コミュニケーション論研究	2	○	○	○
	メディア社会研究	2	○	○	○
	文化社会学研究	2	○	○	○
	消費社会論研究	2	○	○	○
	表現文化論研究	2	○	○	○

専修免許状の授与に係る履修区分について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、○印を付した授業科目を24単位以上、修得しなければならない。

(2) 地域創造コース

分野		授業科目	単位 数	教職課程		大学院進学希 望者指定科目
				社会	公民	
専攻共通科目		現代社会学総論	2			○
		社会調査法演習	2			○
研究指導科目		研究演習	2			○
		研究演習	2			○
		研究演習	2			
		研究演習	2			
専攻科目	地域創造 コース	地域政策特論	2			○
		都市政策特論	2			○
		住宅政策特論	2			○
		観光政策特論	2			○
		観光資源研究	2			○
		観光行動研究	2			○
		観光産業研究	2			○
		都市計画研究	2			○
		生活空間研究	2			○
		地域コミュニティ研究	2			○
		地域デザイン研究	2			○

	地域創造事例研究	2			○
	地域文化継承研究	2			○
	文化資源活用研究	2			○
	居住環境研究	2			○
	災害復興研究	2			○
	地域創造学文献研究	2			○

3 国際教養学専攻

(1) 国際コミュニケーションコース

分野		授業科目	単位 数	教職課程	大学院進学希 望者指定科目
				英語	
専攻共通科目		国際教養学基礎	2	○	○
		国際日本学基礎	2		○
研究指導科目		研究演習	2		○
		研究演習	2		○
		研究演習	2		
		研究演習	2		
専攻科目	国際コミュニケーションコース	英語学研究	2	○	○
		言語学研究	2	○	○
		応用言語学研究	2	○	○
		第二言語習得論研究	2	○	○
		英語教育学研究	2	○	○
		英語教授法研究	2	○	○
		英語教材論研究	2	○	○
		英米文学研究	2	○	○
		英米文化研究	2	○	○
		国際コミュニケーション論研究	2	○	○
		自然言語処理研究	2	○	○
		国際文化地理学研究	2		○
		意味論・語用論研究	2	○	○

	形態論・統語論研究	2	○	○
	コミュニケーション文法論研究	2	○	○

専修免許状の授与に係る履修区分について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、○印を付した授業科目を24単位以上、修得しなければならない。

(2) 国際日本学コース

分野		授業科目	単位 数	教職課程	大学院進学希 望者指定科目
				国語	
専攻共通科目		国際教養学基礎	2		○
		国際日本学基礎	2	○	○
研究指導科目		研究演習	2	○	○
		研究演習	2	○	○
		研究演習	2		
		研究演習	2		
専攻科目	国際日本学コース	日本語日本文化総合演習	2		○
		日本語日本文化総合演習	2		○
		日本語学研究	2	○	○
		日本詩歌研究	2	○	○
		日本物語・小説研究	2	○	○
		日本近現代文学研究	2	○	○
		日本受容文化論研究	2	○	○
		日本文化史研究	2	○	○
		日本現代文化論研究	2	○	○
		日本芸能研究	2	○	○
		日本学研究	2	○	○
		クールジャパン研究	2	○	○
		ポップカルチャー研究	2	○	○

専修免許状の授与に係る履修区分について

中・高等学校教諭専修免許状取得のためには、「教職課程」欄の免許教科ごとに、○印を

付した授業科目を24単位以上、修得しなければならない。